

報告事項イ

鳥取県特別支援学校における医療的ケア運営協議会について

鳥取県特別支援学校における医療的ケア運営協議会について、別紙のとおり報告します。

平成29年12月27日

鳥取県教育委員会教育長 山本仁志

平成29年度鳥取県特別支援学校における医療的ケア運営協議会について

特別支援教育課

本県の特別支援学校における医療的ケアについて、実施体制の整備と充実に向けた検討をするため、鳥取県特別支援学校における医療的ケア運営協議会を開催しましたので、その概要を報告します。

- 1 日 時 第1回 平成29年8月3日（木）午後2時30分から4時30分まで
第2回 平成29年10月26日（木）午後2時から午後4時まで
第3回 平成29年11月21日（火）午後2時から午後4時まで

2 場 所 西部総合事務所

3 委 員 別添

4 協議内容

(1) 学校看護師の体制づくりについて

常勤看護師配置の効果と拡充の必要性、看護師確保の方策について協議

【主な意見】

- ・常勤看護師の配置によって、看護師の指揮命令系統がはっきりした。行事の時などの看護師の配置の指示など。常勤看護師を通しての相談も多い。
- ・常勤看護師を2名体制にすることで、日々の情報共有や人材育成等、組織的な取組の基盤を強化することができる。
- ・他県では看護師の人数を増やしている。看護師配置の標準化、教員の医療的ケア実態把握について専門性向上に向けた研修も必要。
- ・学校看護師を確保する仕組みが必要。働く場として学校があることを知らない看護師もいる。
- ・医療や福祉との人事交流ができると、退院後も地域で生活している視点で総合的に捉えて看護できるメリットがある。
- ・学校看護師について何を研修すればよいか明確になればよい。
- ・看護師同士が定期的集まれる場作りなど、学校看護師を続けられるサポート体制が必要。

【方向性】

- ・常勤看護師未配置の倉吉養護学校については常勤配置を、重度重複化が進んでいる鳥取養護学校については複数配置を進める。
- ・看護師向けの学校看護師紹介リーフレットを作成し、看護協会や看護師育成機関等で説明、配布を行う。
 - ・常勤看護師の定期的な会の実施、学校看護師の集合研修を年2回実施する。
 - ・医療、福祉等との部局横断的な人事異動について他部局と検討を進める。
 - ・鳥取大学医学部、鳥取看護大学等と連携し、見学や体験の機会を確保し、養成段階から学校看護師の職場や業務について知ってもらう。

(2) 医療的処置の依存度や医療的リスクの高い幼児児童生徒の新たな学びの場の検討について

医療的処置の依存度や医療的リスクの高い児童等の健康面や安全面に最大限配慮しつつ、家庭から外に出て学習することを保障するための在り方を協議

【主な意見】

- ・医療的ケア児が通学する分校を病院の中に作るイメージも考えられる。

- ・入院後に医療的ケアが増える、新しい機器を使用することになるなど、状況が変わる際にはすぐに登校可能か保護者としても学校としても不安になる。幼児児童生徒の状況を確認しながら徐々に元の学校に移行できる場があるとよい。
- ・既存の学校ではない場を想定するならば、誰が何をして、何を評価していくのか、整理していくことが必要。
- ・重度重複の児童に関わったことがない看護師や、先端医療の機器を扱ったことがない看護師もいる。看護師が安心して医療的ケアの実施ができるようにコーディネートする役職も必要。
- ・以前と比べると小児在宅支援センターの設立等、環境面の変化もある。場が必要なのか、人の応援が必要なのか、保護者や学校のニーズをふまえて方向性を検討する必要がある。
- ・高度な医療的ケアが必要な幼児児童生徒は今後増えていく見通し。県内のニーズを踏まえながら、特別支援学校の機能強化も含めて継続して協議していく必要がある。

【方向性】

- ・本会の協議を基盤に、医療的ケア児に係る国の施策動向をふまえながら、今後の長期的な特別支援教育の在り方や方向性を協議する鳥取県教育審議会（特別支援教育部会）において明確にしていく。

（3）全県的な医療的ケア体制の充実について

全県的な医療的ケア体制等の充実に向けた本運営協議会の在り方及び医療的ケア児の通学支援について協議

【医療的ケア児の教育に係る協議会についての意見】

- ・医療的ケア児が学ぶ場は特別支援学校だけではないので、小中学校等における医療的ケアについて協議する場があるとよい。
- ・幼稚園や保育園等でも医療的ケア児の受入れが課題となっている。
- ・現在の協議会で得られた成果を生かして、市町村の体制づくりの参考とできるようにしたい。
- ・高度な医療的ケアが必要な児童生徒の学習を支えるためにスーパーバイズすることも検討する必要がある。
- ・医療的ケアは必要だが通学が可能な児童生徒の就学についてどのように考えるのか、小中学校もふまえた整理が必要である。
- ・医療的ケア児の体制に係る協議会については教育だけでなく、福祉や医療等とも連携して考えていく必要がある。

【医療的ケア児の通学支援についての意見】

- ・バス乗車は振動や音が大きいために呼吸の音が聞こえない、処置をする際に停車場所が限られるなど、安全面確保を考えると乗車中に医療的ケアが必要な幼児児童生徒の通学バス使用については難しい面がある。
- ・市町村等が行う児童生徒通学支援に対する交付金事業は学校内でも知らない人がいる。もっと周知して医療的ケア児も通学支援があることを知ってもらう必要がある。
- ・学校看護師を増やして通学に対応することはできないか。

【方向性】

①医療的ケア児の教育に係る協議会について

- ・本協議会を特別支援学校だけでなく学校教育全体における運営協議会に変更し、公立小学校、中学校、高等学校、特別支援学校における医療的ケアの実施について実施体制の整備と充実について協議する。
- ・福祉保健部が設置する医療的ケア児に係る協議会と連携または同一組織として在り方を検討し、医療的ケア児の学習、生活の基盤づくりを推進する。

②医療的ケア児の通学支援について

- ・通学支援の事業を市町村だけでなく、学校や保護者等にも周知する。
- ・学校看護師による通学支援について検討を行う。

【参考】委員等名簿

(1) 委員

氏名	所属	備考
足立 正久	鳥取県立厚生病院事務局長	
井上 加代子	鳥取県立皆生養護学校保護者	
岩田 光冬	鳥取県立鳥取養護学校副校長	
勝田 睦子	元鳥取県立皆生養護学校養護教諭	
小村 三千代	鳥取看護大学看護学部看護学科特任教授	
汐田 まどか	鳥取県総合療育センター院長	
玉崎 章子	鳥取大学医学部附属病院小児在宅支援センター副センター長	
星加 忠孝	鳥取県立中央病院周産期母子センター長	
水田 弘見	広島県教育委員会特別支援教育課総括指導主事	
森本 靖子	鳥取県看護協会	

(2) オブザーバー

氏名	所属
高田 治美	鳥取県福祉保健部子育て王国推進局子ども発達支援課長